

# ソフトウェア使用許諾契約書

\*\*\*\*\*

**重要**：本ソフトウェアをご使用される前に、本ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約書」といいます)をよく読み、本ソフトウェアの使用権を得るための各条件を十分にご理解ください。本ソフトウェアについて、パッケージを開封すること、封をはがすこと、ダウンロードすること、本契約書が表示・引用もしくは添付され「同意します」「はい」等を選択した場合(電子的な方法を含みますがこれに限られません)、お客様は、本契約書に同意したものとみなされます。お客様が本契約書に同意したことにより、お客様とウイングアーク1st(以下に定義される)との間で、本契約書に基づく本ソフトウェアの使用に関する契約が成立します。

なお、本契約書に同意の意思を表示した行為者がおお客様の代理人またはその使用人である場合、当該行為者はおお客様に効果を帰属させる代理権限が与えられていることを表明し保証するものとし、またその行為はおお客様を代理しおお客様ののために実行し、その効果は、お客様に帰属するものとします。

\*\*\*\*\*

## 1. 定義

- 1.1 「ウイングアーク1st」とは、本ソフトウェアが日本国のウイングアーク1st株式会社から購入された場合は日本国のウイングアーク1st株式会社を指し、中華人民共和国(ただし、香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区を除く、以下同じ)の文雅科信息技术(上海)有限公司から購入された場合は中華人民共和国の文雅科信息技术(上海)有限公司を指します。
- 1.2 「本ソフトウェア」とは、本ソフトウェア使用許諾契約書に基づき、ウイングアーク1stから使用権が許諾されるオブジェクトコード形式のコンピュータ・プログラム(バージョンアップ版等を含みます)および当該プログラムの使用に関連して提供されるマニュアル等のプログラム以外の資料で構成されたものを指します。
- 1.3 「お客様」とは、本契約に基づき本ソフトウェアの使用権を取得する一の法人(またはそれに準ずる団体)を指します。
- 1.4 「本契約」とは、本ソフトウェア使用許諾契約書記載の条件にお客様が同意した(同意したとみなされる場合を含みます)ことに基づき成立する本ソフトウェアの使用に関する契約を指します。
- 1.5 「対象国」とは、別途ウイングアーク1stが書面で通知した場合を除き、お客様が日本国のウイングアーク1st株式会社から購入された場合は日本国を指すものとし、中華人民共和国の文雅科信息技术(上海)有限公司から購入された場合は、中華人民共和国を指します。
- 1.6 「関連資料」とは、本ソフトウェアに関連して提供されるマニュアル、その他ドキュメント(電子媒体を含みますがこれに限られません)を指します。
- 1.7 「オープンソースソフトウェア」とは、ソースコードが公開され、誰でも無償で使用、改変または頒布(再配布)できるソフトウェア等のことを指します。
- 1.8 「保守サービス」とは、本ソフトウェアに関してウイングアーク1stが提供可能な技術サポートを指します。
- 1.9 「保守サービス契約」とは、保守サービスに関する契約であって、保守サービス約款等ウイングアーク1st所定の契約条件で締結される契約を指します。
- 1.10 「バージョンアップ版等」とは、本ソフトウェアに関するバージョンアップ版(メジャー/マイナー等を問いません)、更新モジュール、サービスパックおよびパッチ等を総称したものを指します。
- 1.11 「アクティベーション」とは、本ソフトウェアのおお客様の使用権が適正に取得されたものであることを確認するために、お客様の本ソフトウェアの使用開始時および使用開始後におお客様のコンピューターをウイングアーク1st等のサーバーにネットワーク等を通じて接続し、適正な使用権があることを認証する手続きを指します。

## 2. 使用権の許諾

- 2.1 ウイングアーク1stは、本ソフトウェアについて、本契約に基づき、お客様の内部業務目的で、対象国における非独占的かつ譲渡不能な使用権をお客様に対して許諾します。ただし、ウイングアーク1stが本ソフトウェアのライセンス種別、使用用途、使用範囲または使用環境等による追加条件あるいは本契約と異なる条件を設定し、お客様に対して本契約と同時に(またはそれより前に)書面、ウェブサイトその他の方法により通知した場合は、当該条件を優先して適用するものとします。
- 2.2 ウイングアーク1stは、お客様に対して、バックアップ目的または障害復旧を目的としたコールドスタンバイ(コールドスタンバイとは、本ソフトウェアを導入するお客様の主稼働(本番)機に障害が発生したときに、第三者のソフトウェアおよびハードウェアなどに事前の設定を行わずに手動で別の予備(待機)機に切り替える場合を指します)用のために、本ソフトウェアを1部のみ複製することを許諾するものとし、それ以外では複製できないものとします。

## 3. 禁止事項

- 3.1 お客様は、本ソフトウェアの関連資料に記載された以外の方法(本ソフトウェアに含まれる技術的制限を回避する方法を含みますがこれに限られません)で使用しないものとします。
- 3.2 お客様は、本ソフトウェア(次項に基づき複製された場合も含みます)の著作権その他の表示と同一の表示を維持するものとし、ウイングアーク1stの書面による事前の承諾を得ることなく、変更しないものとします。
- 3.3 お客様は、いかなる理由があろうとも、ウイングアーク1stの書面による承諾なく、本ソフトウェアの全部または一部の複製(別途本契約で明示された場合を除く)、改変、修正、移植、翻訳はできないものとし、また本ソフトウェアを第三者に対して、譲渡、販売、リース、レンタル、質

貸、再使用許諾その他の処分をすること、あるいは営利的なタイムシェアリング、商用的ホスティングサービス、ASP(Application Service Provider)、SaaS(Software as a Service)等のサービスでは使用できないものとします。

- 3.4 お客様は、本ソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法での翻案行為およびリバースエンジニアリングをしてはならず、本ソフトウェアのソースコードの解読を行うことはできないものとします。
- 3.5 お客様は、第三者に対して、本契約に基づく権利義務、および本ソフトウェアに関する権利を贈与し、譲渡し、または担保に供する等いかなる処分もできないものとします。

#### 4. 著作権

- 4.1 本ソフトウェアは、ウイングアーク1stまたはそのライセンサーが権利を有し、ウイングアーク1stが頒布している製品であり、日本国およびその他の国の著作権法その他の知的財産権に関する法律および国際条約の条項により保護されています。
- 4.2 お客様は、本ソフトウェアを使用する権利を許諾されたに過ぎず、本契約に定める以外に、本ソフトウェアに係る一切の権利を、明示または黙示を問わず許諾されたわけではありません。いかなる時においても本ソフトウェアに係る知的財産権を含む一切の権限・権利は、ウイングアーク1stまたはその原権利者が保持するものとします。

#### 5. 限定保証

- 5.1 ウイングアーク1stは、お客様に対して、本ソフトウェアを記録媒体(光ディスク等を指すがこれに限られません)で提供したときにおいて、ウイングアーク1stの責めに帰すべき事由により当該媒体に重要な物理的な欠陥が発見された場合、お客様がウイングアーク1stに対して、本ソフトウェアのお客様への納入日から30日以内に書面により当該欠陥を申し出て、かつ同時に当該媒体を送付することを条件に無償で交換するものとし、これをもって記録媒体に関するウイングアーク1stの一切の責任とします。なお、交換された媒体には、交換前の媒体に適用されるべき保証期間が適用されるものとします。
- 5.2 ウイングアーク1stは、本ソフトウェアのお客様への納入日またはお客様の本ソフトウェアの使用開始日のどちらか早い日から6か月以内に、ウイングアーク1stの責めに帰すべき事由による本ソフトウェアの誤りが発見され、その旨をお客様から書面で通知された場合、ウイングアーク1stが適切とする修正を行います。ただし、お客様は、当該修正により当該誤りが完全に訂正されない、または誤動作が回避されない場合があることをあらかじめ承するものとします。なお、本項をもって本ソフトウェアに関するウイングアーク1stの担保責任のすべてとします。
- 5.3 ウイングアーク1stは、お客様に対して、前二項以外において、本ソフトウェアについて誤りがなく、第三者の権利の不侵害、商品性、または特定目的への適合性に関するいかなる明示または黙示の保証も行わないものとし、また、お客様が本ソフトウェアを使用した結果について一切責任を負わないものとします。
- 5.4 ウイングアーク1stは、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別の事情から生じた損害(損害発生につきウイングアーク1stの予見の有無を問いません)、データの喪失・破損、間接損害および派生損害ならびに第三者からの損害賠償請求に基づく損害に対する責任は一切負わないものとします。また、本契約に関してウイングアーク1stがお客様に損害賠償責任を負う場合、その範囲は、責任の根拠如何を問わず、ウイングアーク1stに帰責される事由により直接お客様に発生した通常かつ現実の損害に限定され、かつその賠償額は、ウイングアーク1stが受領した本ソフトウェアの使用許諾料金相当額(なお、使用権の期間が制限されている場合は12か月分の使用許諾料金相当額とします)上限とします。なお、お客様のデータや動作環境については、いかなる場合もウイングアーク1stは何らの責任を負わないものとします。

#### 6. バージョンアップ版等

バージョンアップ版等は、前条で提供される場合を除き、ウイングアーク1stと別途保守サービス契約を締結し、当該契約が契約期間中である場合において保守契約者に対して提供されるものとします。保守サービス契約に基づき当該バージョンアップ版等がお客様に提供された場合、当該バージョンアップ等の使用条件は、ウイングアーク1stによる別段の定めがない場合は、本契約の条件が準用されるものとします。

#### 7. 契約期間

- 7.1 本契約は、本ソフトウェアについて、パッケージを開封すること、封をはがすこと、ダウンロードすること、「同意する」「はい」等の選択その他の手段(電子的な手段を含みますがこれに限られません)により、本ソフトウェア使用許諾契約書に同意したとき(同意したとみなされたときを含みます)に発効するものとします。
- 7.2 本契約の契約期間は、前項により本契約が発効した日から、ウイングアーク1stにより別途指定された場合(使用期限付き使用権の場合を含むがこれに限られません)または契約違反その他の事由により本契約が終了した場合を除き、お客様が本ソフトウェアの使用を終了するまで有効に存続するものとします。
- 7.3 お客様が本契約のいずれかの条項の一に違反した場合、ウイングアーク1stは、事前の通告なしにいつでも、本契約に基づくお客様の権利を終了させることができるものとします。この場合、本ソフトウェアについてウイングアーク1stがお客様よりいただいた代金は返還いたしません。
- 7.4 「5. 限定保証」、「8. 秘密保持」乃至「18. その他」の各条項については、本契約終了後も引き続き有効に存続します。ただし、「8. 秘密保持」は本契約終了後3年間で終了するものとします。

#### 8. 秘密保持

- 8.1 お客様は、ウイングアーク1stより提供された本ソフトウェアに関する技術情報(本ソフトウェア、シリアル番号、文書および電子的ドキュメンテーション等を含みますがこれに限られません)(以下総称して「秘密情報」といいます)を秘密として取り扱うものとし、事前にウイングアーク1stの書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないものとし、本ソフトウェアを使用する目的以外では使用しないものとします。また、当該秘密情報の全部または一部を構成する技術について、お客様は、ウイングアーク1stの事前承諾なしに、これを権利化するため、いかなる国家及び地区においても特許その他の知的財産権の出願をしてはならないものとします。また、本契約の終了後は速やかに秘密情報をウ

イングアーク1stに返却または自らの責任で消却するものとします。

- 8.2 前項にかかわらず、以下の各号に該当する情報は秘密情報から除外するものとします。(1) お客様が秘密情報によらずに独自に開発した情報、(2) お客様が本契約条件に違反することなく、公知となった情報、(3) ウイングアーク1stより提供を受けた時点でお客様が既に保有していた情報

## 9. 個人情報

お客様またはウイングアーク1stは、本契約に関連して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。)について、個人情報保護法に基づく適切な安全管理のもとに取り扱うものとし、本契約を履行する目的以外で第三者に対して一切開示または漏洩してはならない。また、個人情報について、相手方の書面による事前の承諾なくして複製、改変してはならない。

## 10. アクティベーション

アクティベーションを行う場合、ウイングアーク1st等のサーバーへの接続時において、ウイングアーク1stがお客様に提供した「アクティベーションキー」のほか、ハードウェア情報およびOS環境の情報(個人を特定する情報は含まれません)をウイングアーク1stに提供することにお客様は同意するものとします。お客様は、一度アクティベーションにより認証されたコンピューターとは異なる環境(論理区画、仮想環境等同じコンピューターであっても技術的に異なる環境となる場合も含まれます)に移行して本ソフトウェアを使用する場合は、アクティベーションの認証を解除したうえで、再度アクティベーションを行う必要があります。なお、アクティベーションキーの使用および管理はお客様が責任を負うものとし、いかなる場合も第三者に開示できないものとします。

## 11. 監査

- 11.1 ウイングアーク1stは、30日前までに書面で通知することにより、お客様による本ソフトウェアの使用状況について、監査を行うことができるものとします。お客様はウイングアーク1stによる監査に協力し、合理的な範囲内で情報提供および助力することに同意します。但し、ウイングアーク1stは、当該監査をお客様の事業活動を妨げることなく、通常のお客様の業務時間帯に行うものとします。お客様は、監査に協力することにより生じた費用について、ウイングアーク1stには一切責任がないことに同意します。
- 11.2 前項の監査の結果、お客様に使用許諾された範囲を超えて本ソフトウェアを使用していた場合、お客様は、ウイングアーク1stからの通知後30日以内に超過分の対価を支払うことに同意します。お客様から当該超過分の対価が支払われない場合、ウイングアーク1stは、本契約を終了させることができます。かかる場合、お客様に対する本ソフトウェアの使用権は終了します。

## 12. 完全合意

お客様は、本契約が本ソフトウェアに関する両当事者間の合意のすべてであり、書面または口頭であるかを問わず、本ソフトウェアに関わる過去または同時期になされたすべての合意や意思表示(通知、提示および表明を含む)に取って代わることに同意し、また当事者間の見積、申込および承諾による本契約条項との抵触条項に優先して適用されることに合意します。本契約は、両当事者の正当な権限を有する者により署名または記名押印された書面による合意がある場合を除き、いかなる手段によっても変更、修正されません。

## 13. 輸出

お客様は、いかなる理由があろうとも、ウイングアーク1stの書面による承諾および必要な場合は政府その他の機関(以下「政府機関等」といいます)の許可を得ることなく、直接または間接に本ソフトウェアを対象国から輸出、再輸出、転売、出荷、もしくは転用させてはなりません。また、ウイングアーク1stによる承諾を得て、政府機関等の許可を得る場合はお客様の責任と費用負担により取得するものとし、許可を得た場合にも、お客様は、本ソフトウェア(技術データを含む)の使用にあたり、該当する国の輸出入関連法規(以下「輸出入関連法規」といいます)に従うものとします。また、お客様は、本ソフトウェアまたはその直接的製品が、輸出入関連法規に違反して直接間接を問わず輸出されないこと、輸出入関連法規に違反した用途(核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含むがこれに限定されない)で使用されないことに同意するものとします。

## 14. 分離可能性

本契約の各条項は分離可能であるものとし、本契約の一部の条項が随時有効に存在している法律法規または随時管轄権を有する政府もしくは政府機関(裁判所を含みます)の行為により、無効とされる場合または法律法規違反を宣告される場合には(このような場合における当該条項を以下「問題条項」といいます)、問題条項は本契約中に存在しなかったものとして解釈され、本契約のほかの条項の有効性に影響を及ぼさないものとします。また、問題条項が無効とされる場合または法律法規違反を宣告される場合、両当事者は、問題条項に代わる適法かつ有効な条項(以下「代替条項」といいます)を規定するために、本契約を変更すること、および問題条項に起因する一切の問題を解決することを目的として、速やかに協議を行うものとします。代替条項の規定に係る協議に当たっては、問題条項の無効性および法律法規違反性を取り除くための必要かつ最小限の修正を行うことを原則とします。

## 15. 不可抗力

いずれの当事者も以下の事由(以下、総称して「不可抗力事由」といいます)による義務の不履行または遅滞について責任を負わないものとし、不可抗力事由による影響を緩和させるための合理的な努力を行うものとします。なお、本項は通常の障害回復処置にしたがって適切な対策を講じる各当事者の義務、または納入された本ソフトウェアに対するお客様の支払義務を免除するものではありません。(1) 戦争、反乱、妨害行為、(2) 天災、(3) 債務者の責めによらない電気、インターネットまたは電気通信上の機能停止、(4) 政府の規制(輸出入またはその他のライセンスの拒否、取消しを含む)、(5) その他の債務者の合理的な支配を超えた事態

## 16. 準拠法

本契約の準拠法は、お客様が本ソフトウェアを日本国で購入された場合は日本法に準拠するものとし、中国で購入された場合は、中国の法律に準拠するものとします。なお、本契約には国際売買契約に関する国連条約(ウィーン売買条約)は適用されないものとします。

## 17. 紛争解決

本契約に関連して発生した紛争は、お客様が本ソフトウェアを日本国で購入された場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として解決するものとし、お客様が本ソフトウェアを中国で購入された場合には仲裁により解決するものとします。仲裁の場合は、中国上海市の中国国際経済貿易仲裁委員会において、当該委員会の規則に基づいて行われるものとし、その仲裁裁決は、終局的なものであり、両当事者に対して拘束力を持つものとします。

## 18. その他

- 18.1 本ソフトウェアは、改良のため将来予告なしに変更されることがあります。
- 18.2 本契約の全部または一部をウイングアーク1stの裁量で変更できるものとします。ただし、この場合、ウイングアーク1stはお客様に対して変更後の本契約の内容をウイングアーク1stのウェブサイトその他の方法で通知するものとし、当該通知後にお客様が異議なく本ソフトウェアを使用された場合は、当該変更された本契約についてお客様は同意したものとみなします。
- 18.3 お客様がオープンソースソフトウェアを本ソフトウェアとともに使用する場合、お客様は、当該使用が、本ソフトウェアに関してウイングアーク1stに何らかの義務を発生させるものではないこと、また、第三者に対し本ソフトウェアに関するウイングアーク1stの知的財産権または財産的権利に対する権利または特権を与えるものでないこと、を保証するものとします。
- 18.4 本ソフトウェアが、お客様と第三者との間の契約(売買契約、リース契約等)の対象物件としてお客様に提供等された場合であっても、本ソフトウェアまたはその使用に関連するお客様とウイングアーク1stとの間の一切の請求・紛争等については、本契約の条件が適用され、ウイングアーク1stは本契約所定以外のいかなる責任も負わないものとし、お客様と当該第三者との合意はウイングアーク1stに影響しないことをお客様は同意するものとします。
- 18.5 ソフトウェアには、オープンソースソフトウェア等、ウイングアーク1stまたはウイングアーク1stの関連会社以外の第三者のプログラムその他の知的財産が含まれる場合があります。その場合当該第三者プログラム等について、当該第三者がソフトウェア使用条件、使用許諾条件等を付して提供している場合には、お客様は、それらの条件に従うものとします。また、かかる第三者およびウイングアーク1stは、当該第三者プログラム等について、いかなる保証もせず責任を負わないものとします。
- 18.6 お客様が本ソフトウェアとともに第三者が権利を有するその他のソフトウェアを使用する場合、お客様は当該ソフトウェアに適用される使用条件を遵守するものとし、遵守したことにより本ソフトウェアの使用が制限される場合であっても、ウイングアーク1stはいかなる保証もせず責任を負わないものとします。
- 18.7 お客様は、代理人またはお客様がお客様の内部業務の全部または一部を委託した第三者(以下総称して「委託業者等」という)に対して、お客様が取得した権利・義務の範囲内で本ソフトウェアを使用させることができるものとします。その場合、お客様は委託業者等に対して本契約の条件と同等の条件を課すものとし、かつ当該第三者の本ソフトウェアの使用および本契約の同等条件の順守についてウイングアーク1stに対して一切の責任を負うものとします。
- 18.8 本ソフトウェアに対するバージョンアップ版等がウイングアーク1stから使用条件付きで提供されている場合は当該条件を本契約よりも優先して適用するものとし、使用条件がない場合には本契約に従って使用することにお客様は同意するものとします。

以上

【F61020-01-20140301\_JP】